

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に  
係る調査（令和7年度調査）への協力依頼

（2回目）について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1 4 3 0

令和7年10月22日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3961、3960)  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 0 月 2 2 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
（令和 7 年度調査）への協力依頼（2 回目）について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 9 月 2 2 日付け事務連絡「令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 7 年度調査）への協力依頼について」にて、標記調査への協力依頼を差し上げたところです。

別紙のとおり回答期限を過ぎている調査もございますが、引き続きご提出いただくことは可能ですので、貴会会員の介護保険施設・事業所へ周知いただくなど、特段のご配慮をお願いいたしますよう、改めてお願い申し上げます。

\* 調査対象の介護保険施設・事業所には 9 月上旬以降、郵送にて調査票を発送しております。調査対象の施設・事業所は、無作為抽出によって抽出されており、現時点で調査票が届いていない施設・事業所におかれましては、調査対象外となりますので、ご承知ください。

記

1 添付資料  
別紙

「令和 7 年度介護報酬改定検証・研究調査へのご協力をお願いいたします。」

事 務 連 絡  
令和7年10月22日

各関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(令和7年度調査)への協力依頼(2回目)について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年9月22日付け事務連絡「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)への協力依頼について」にて、標記調査への協力依頼を差し上げたところです。

別紙のとおり回答期限を過ぎている調査もございますが、引き続きご提出いただくことは可能ですので、貴会会員の介護保険施設・事業所へ周知いただくなど、特段のご配慮をお願いいたしますよう、改めてお願い申し上げます。

\*調査対象の介護保険施設・事業所には9月上旬以降、郵送にて調査票を発送しております。調査対象の施設・事業所は、無作為抽出によって抽出されており、現時点で調査票が届いていない施設・事業所におかれましては、調査対象外となりますので、ご承知ください。

記

1 添付資料

別紙

「令和7年度介護報酬改定検証・研究調査へのご協力をお願いいたします。」

# 令和7年度介護報酬改定検証・研究調査への ご協力をお願いいたします。

別紙

本調査は、令和7年度の介護報酬改定に係る効果検証・研究を行うために実施するもので、調査結果は次期介護報酬改定の検討のための基礎資料としても活用される大変重要なものです。

令和7年度は以下に記載する4つの調査研究事業を行うこととしておりますので、各実施主体より調査票が届きましたら、回答にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、**提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能**でございます。

## 1 高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業

|        |               |      |                       |
|--------|---------------|------|-----------------------|
| 調査票発出日 | (自治体調査) 9月11日 | 提出期限 | (自治体調査) <b>10月15日</b> |
|        | (施設調査) 9月29日  |      | (施設調査) <b>11月7日</b>   |

※提出期限を延長しました。

※自治体調査では、提出期限後でも実施主体者が個別に照会を行う場合がありますので、照会時はこちらへお問い合わせをお願いします。

実施主体：株式会社日本能率協会総合研究所

## 2 令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業

|        |       |      |               |
|--------|-------|------|---------------|
| 調査票発出日 | 9月17日 | 提出期限 | <b>10月29日</b> |
|--------|-------|------|---------------|

※提出期限を延長致しました。

実施主体：株式会社三菱総合研究所

## 3 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

|        |               |      |                       |
|--------|---------------|------|-----------------------|
| 調査票発出日 | (自治体調査) 9月19日 | 提出期限 | (自治体調査) <b>10月31日</b> |
|        | (施設調査) 9月19日  |      | (施設調査) <b>10月31日</b>  |

※提出期限を延長致しました。

実施主体：株式会社三菱総合研究所

## 4 介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業(調査対象：全介護保険サービス(福祉用具貸与・特定福祉用具販売、介護予防除く))

|        |       |      |               |
|--------|-------|------|---------------|
| 調査票発出日 | 9月22日 | 提出期限 | <b>10月31日</b> |
|--------|-------|------|---------------|

※提出期限を延長致しました。

回答URL: <https://en.surece.co.jp/r7-tech/>  
※ログイン情報の書かれた圧着はがきをサービス種別ごとに郵送しております

実施主体：株式会社三菱総合研究所

※調査対象の施設・事業所には9月上旬以降、郵送にて調査票を発送しております。  
調査票が届いていない場合は、今回の調査対象外となりますので、ご承知おきください。